

JGAP 審査員（畜産）に係る経過措置について

『JGAP 審査員登録の細則』について、家畜伝染病の発生状況等の影響を考慮し、下記の経過措置を延長することといたしました。

記

1. 「4.3 上級審査員(1)(b)」に関する経過措置：
公益社団法人中央畜産会が実施する「農場 HACCP 審査員養成研修」を協会の認める
マネジメントシステム審査員研修コースのひとつとする。

2. 「5.登録の継続要件」に関する経過措置：
5.2 審査員
(1)1年間の審査実績が、農場(サイト)審査3件以上
経過措置：農場(サイト)審査2件以上とする。

5.3 上級審査員
(2)1年間の審査実績が、農場(サイト)審査3件以上および団体事務局審査2件以上
経過措置：1年間の団体事務局および農場の審査実績を、合わせて3件以上とする。

3. 経過措置期間
2023年1月4日から2024年12月31日までとする。

以上